**「名古屋どえりゃあ体操」やってみた動画　協賛者募集要項**

**１　趣旨**

　名古屋市が市民のフレイル予防のために作成した「名古屋どえりゃあ体操」をより多くの市民に取り組んでいただくため、やってみた動画を募集し、抽選で特典を贈呈します。

この取り組みにご協賛いただける企業・団体を募集します。

**２　「名古屋どえりゃあ体操」やってみた動画について**

**（１） やってみた動画の募集**

　市民が自ら体操を実践している様子を撮影した動画を募集する。応募いただいた方の中から、抽選で特典を贈呈する。

**（２） 動画募集対象**

名古屋市に在住、在勤、在学している方

**（３） 動画募集期間**

令和5年1月4日から令和5年2月28日

**（４） 抽選特典**

　協賛企業・団体からの協賛品など

**（５） 広報・周知方法（予定）**

ア　広報なごや1月号に記事を掲載

イ　関係機関にチラシを配布

ウ　本市公式ウェブサイトへ掲載

**３　協賛者募集概要**

**（１） 協賛方法**

1口　数量と単価を乗じて合計5,000円相当以上の物品を提供

**（２） 募集数**

10口程度（複数口の応募可）

　※応募者多数の場合は、健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課長が選定します。

**（３） 協賛特典**

ア　関係機関に配布するチラシに、協賛品の品名及び協賛企業・団体名を掲載します。

イ　本市ウェブサイトの関連ページに、協賛品の品名、協賛品の画像イメージ、協賛企業・団体名、協賛企業・団体のホームページのリンクを掲載します。

**（４） 申込期限**

令和4年12月9日（金）まで

**（５） 申込方法**

電子メールにて、下記「申込み・問合せ先」へ申込書（別紙）をお送りください。

**（６） 募集対象**

申込みができるのは、企業・団体に限ります。

ただし、次の各号に該当する業種又は事業を営む企業・団体の場合は受け付けることができません。

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業

イ　風俗営業類似の業種

ウ　消費者金融

エ　たばこ

オ　規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

カ　法律の定めのない医療類似行為を行う施設

キ　占い、運勢判断に関するもの

ク　興信所・探偵事務所等

ケ　債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

コ　法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

サ　民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者

シ　暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）

ス　各種法令に違反しているもの

セ　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

ソ　その他健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課長が適当でないと認めるもの

**（７） 申込み・問合せ先**

名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課（担当：土田）

電話　052—972—2540

メールアドレス　a2540@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp